

# 江北町公共施設等総合管理計画 (概要版)



平成 2 9 年 4 月  
佐 賀 県 江 北 町

# 江北町公共施設等総合管理計画（概要版）

皆さんが利用する公共施設を、今後も長く使い続けるために、江北町の計画を紹介します。

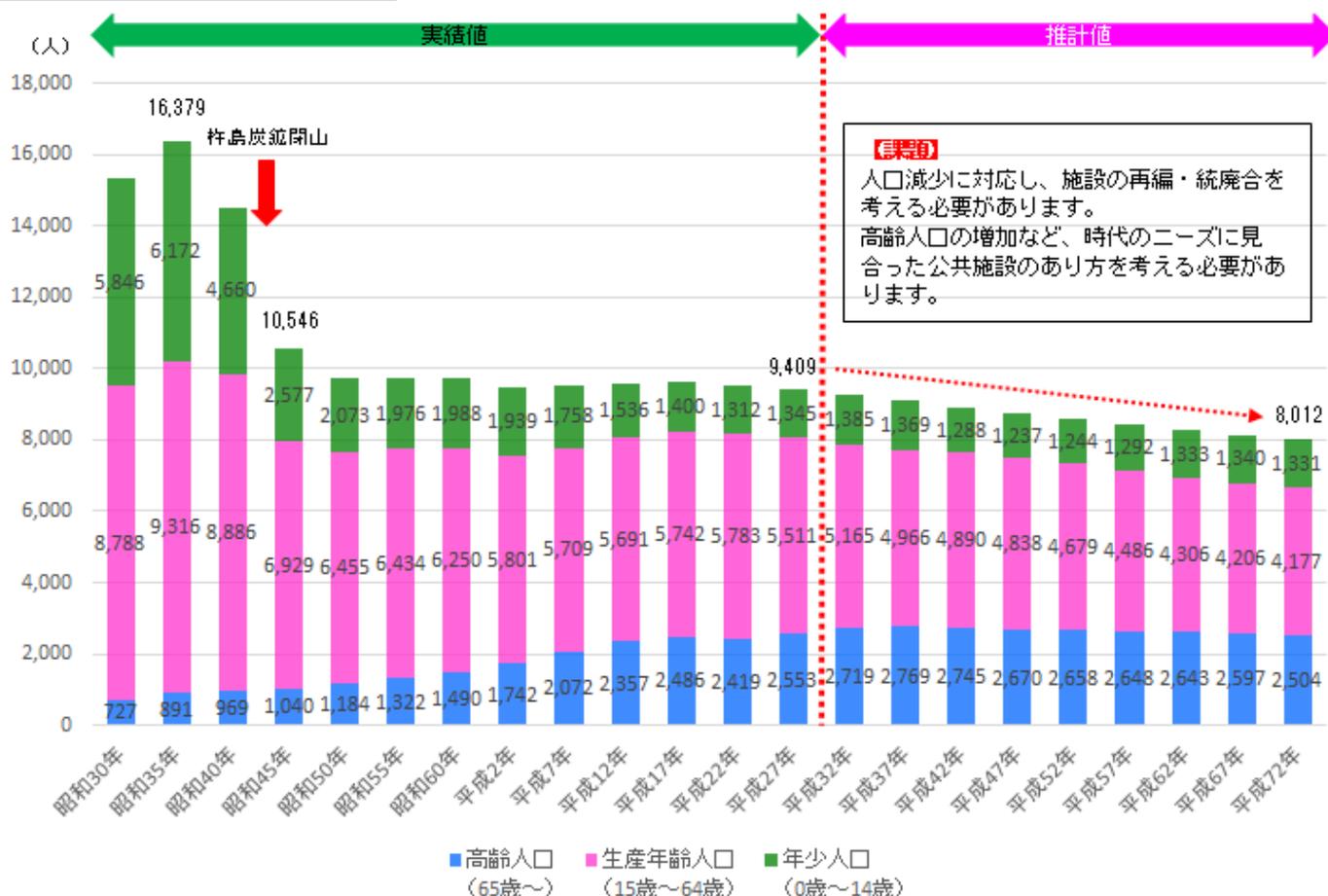
本町ではこれまで、小・中学校、町営住宅、体育館などの「公共施設」や道路・橋梁、上・下水道などの「インフラ施設」を整備してきましたがこれらの多くが整備後30年以上経過し、将来的な大規模改修や建替え等には多額の費用が必要となることが予想されます。

また、少子高齢化や急速な人口減少が進行している中で、税収の減少や社会保障費の増加等が見込まれ、今後、公共施設等に充てる財源の確保が大変難しくなると予測されており、現存する全ての公共施設等を保有・維持し続けることが困難となるため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって統廃合・更新・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。こうした背景を受け、本町では公共施設等の適切な規模やあり方、効率的・効果的な維持管理運営等の基本的な方向性を示す「江北町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

## 現状と課題 ①施設を利用する江北町民の人口はどう推移するの？（本編P5）

本町の人口は、今後40年間で約1,400人減少する見込みです。生産年齢人口は約1,300人減少する一方で、老年人口はほぼ横ばいで推移し、割合は約27%から約31%となる見込みです。

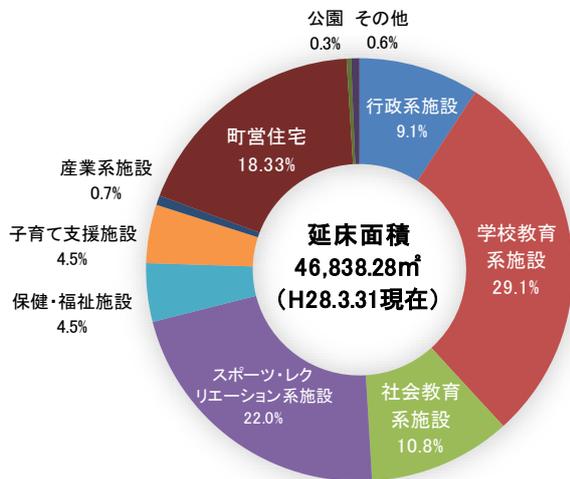
人口の推移と将来推計人口



現状と課題 ②どのような公共施設やインフラ施設があるの？(本編P8)

保有している公共施設の総数は 90 施設、延床面積は 46,838.28 m<sup>2</sup>であり、そのうち学校教育系施設とスポーツ・レクリエーション系施設、町営住宅が約7割を占め、インフラ施設は、水道施設は昭和24年から、下水道施設は平成15年から供用を開始しています。

公共施設



【1人当り延床面積】

江北町：4.98m<sup>2</sup> 大町町：6.56m<sup>2</sup>  
白石町：4.89m<sup>2</sup> 全国平均：4.90m<sup>2</sup>

【課題】

近隣・全国平均と比較し、突出していないが、人口規模に見合った施設の再編・統廃合を考える必要があります。

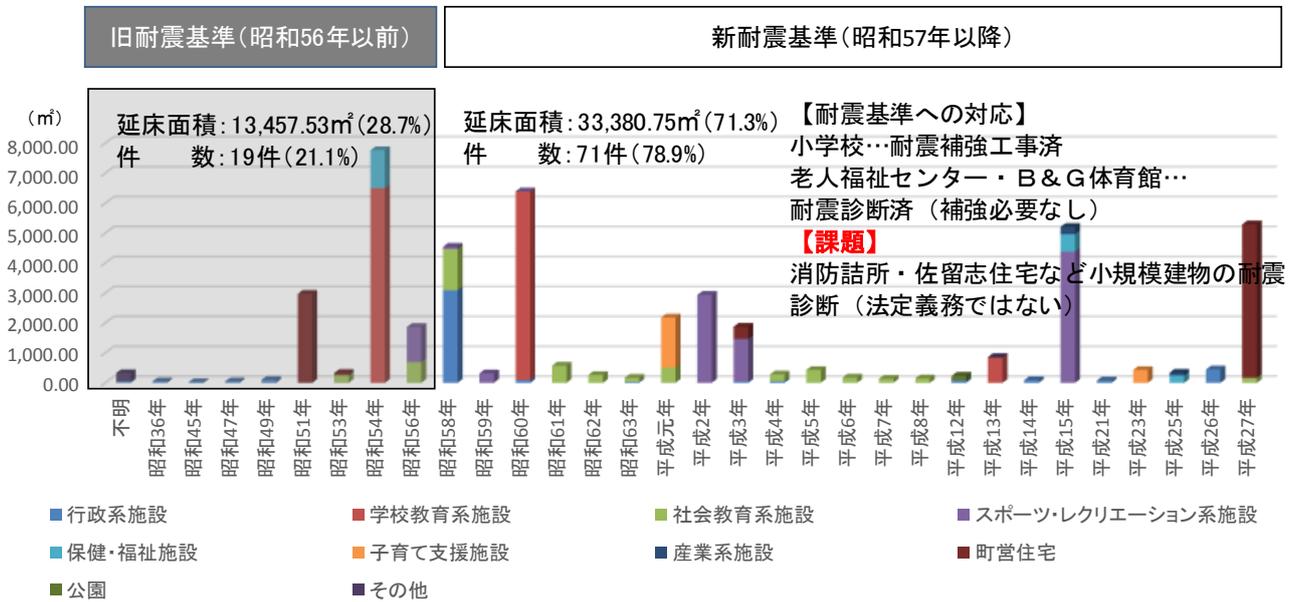
インフラ施設

施設	保有量	
道路・橋梁		
舗装	町道 153路線 延長 94.9km	
トンネル	1か所 延長 38m	
橋梁	111か所 延長 721m ※ふれあい通路を含む	
農業用施設		
臨鉱ポンプ等施設		
排水施設	5か所	
揚水施設	1か所	
灌水施設	6か所 送水管 7.6km 配水管 27.7km	
農業用施設		
農道	延長 50.2km	
ため池	30か所	
制水門	252か所	
揚水機	134か所	
水管橋	町内一円	
水道施設	土地面積	延床面積
受水配水施設	2,740.74 m <sup>2</sup>	150.42 m <sup>2</sup>
その他	5,371.76 m <sup>2</sup>	182.00 m <sup>2</sup>
送水管	延長 5.9km	
配水管	延長 91.4km	
ポンプ室	4か所	
消火栓	119か所	
下水道施設	土地面積	延床面積
クリーンセンター (2か所)	30,520.53 m <sup>2</sup>	2,745.71 m <sup>2</sup>
中継ポンプ場 (4か所)	2,487.05 m <sup>2</sup>	56.22 m <sup>2</sup>
真空ステーション (1か所)	31.97 m <sup>2</sup>	-
マンホールポンプ場	25か所	
管渠	延長 116.9km	

### 現状と課題 ③ 施設はどれくらい老朽化が進んでいるの？(本編P9)

築30年を超える公共施設の延床面積は、24,949.94 m<sup>2</sup> (53.3%) となっており、旧耐震基準となる昭和56年以前に建てられた施設は、必要に応じて耐震補強工事を実施しています。

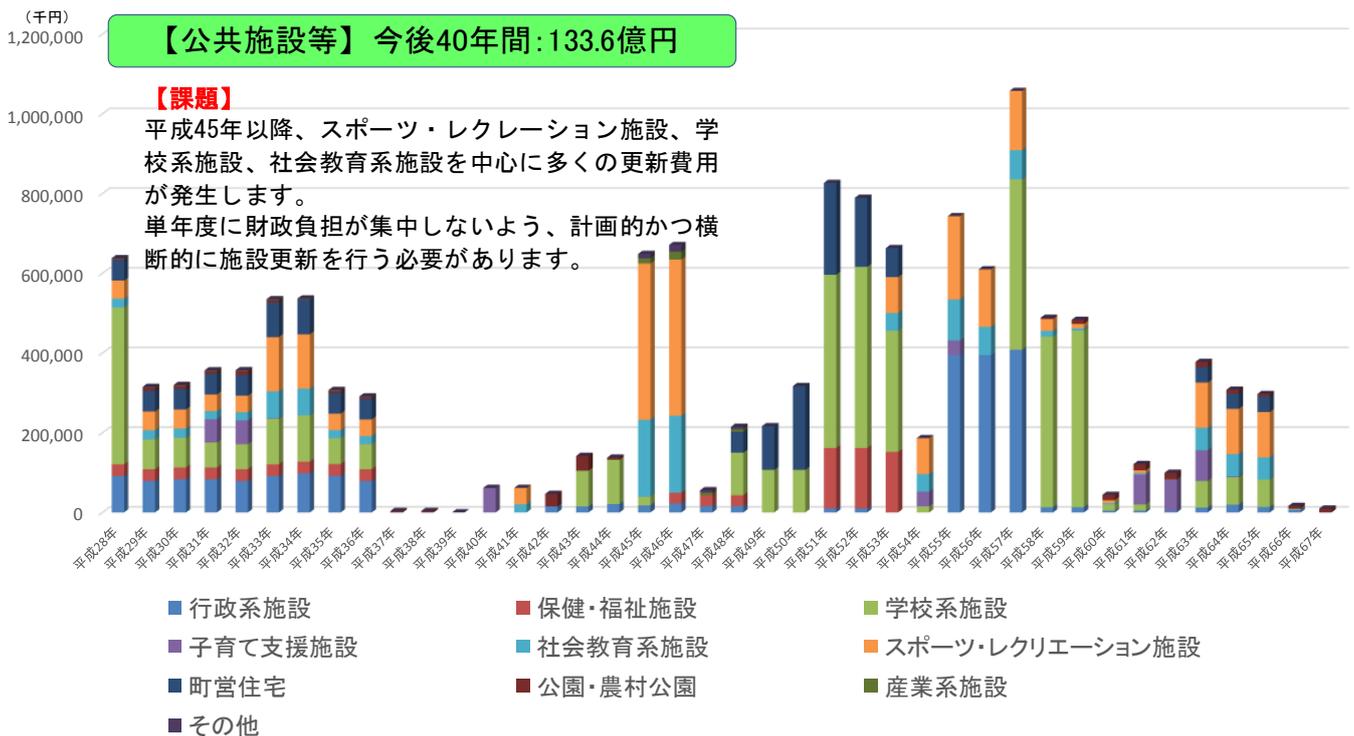
#### 建築年別の整備状況



### 現状と課題 ④ 公共施設を維持するには、どのくらいお金が必要なの？(本編P13、14)

現在の施設をこれからも同規模で維持・更新すると、今後40年間で総額433.4億円、平均すると1年あたり10.8億円が必要となります。

なお、この推計値には施設を新たに整備する費用は含まれていません。道路や公共下水道など、新規整備に必要な経費を含むと、全体に係る経費はさらに増えると見込まれます。



(千円)

## 【インフラ施設】今後40年間:299.8億円

### 【課題】

#### ○道路・橋梁

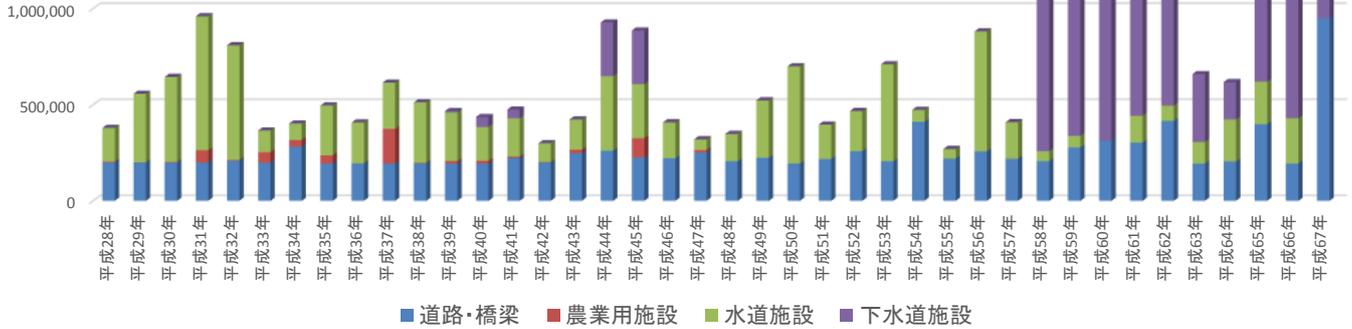
国の交付金等を活用し、維持・修繕を行っていますが、財政状況などから、地域の要望に十分に答えきれていないのが現状です。

#### ○水道施設

平成32年度に佐賀西部広域化水道企業団に業務移管を予定しています。

#### ○下水道施設

これまでに布設した下水道管渠は、平成58年以降、随時更新に時期を迎え、単年度に財政負担が集中しないよう、計画的かつ横断的に施設更新を行う必要があります。



## 課題解決に向けて ①どのように対応するの? ~基本的な考え方~(本編P16)

これまでの課題に対応し、限られた財源の中で公共施設等を将来にわたって適切に維持管理できるように、以下の7つの基本的な考え方により、計画を実施します。

### (1) 点検・診断等の実施方針

- ✓ 定期的に経年劣化の状況等を点検し、不具合箇所の早期発見による機能・性能の維持に努めます。また、必要に応じて専門技術者による診断を実施します。
- ✓ インフラ施設は、インフラ長寿命化計画(個別施設計画)など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ✓ 点検・診断結果を踏まえ、計画的に修繕等を行う「予防保全型管理」へ転換し、維持管理・修繕に係るコスト縮減及び財政支出の平準化を図ります。
- ✓ 更新については、必要な公共施設に限り行うこととし、更新する際は、最も効果的・効率的な手法を検討します。

### (3) 安全確保の実施方針

- ✓ 点検・診断の結果等により危険性が認められた場合は、利用者の安全確保を最優先するため、立入禁止措置や応急措置等を実施し、修繕等の対策を実施します。
- ✓ 供用廃止となり、今後も利用見込みのない施設については、立ち入りを禁止し、廃止や財源確保の手段として売却、貸付等を検討します。

### (4) 耐震化の実施方針

- ✓ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成26年法律第54号)に基づき、公共施設の耐震化を実施し、平常時の安全だけでなく、災害時の救援・支援活動の拠点施設としての機能確保に努めます。

### (5) 長寿命化の実施方針

- ✓ 将来にわたって利用する公共施設等については、点検・診断結果を踏まえ、計画的に修繕等を行う「予防保全型管理」を取り入れ、長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

### (6) 統合や廃止の推進方針

- ✓ 町民ニーズや社会情勢の変化により、施設の統合・集約化を実施する場合は、地域間の均衡や利用者の使いやすさ、管理の効率性を考慮します。また、廃止が決定した施設については、早期に解体し、景観の確保、管理費用の削減及び平準化に努めます。

### (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための取組体制

- ✓ 総合的かつ計画的な管理を実施していくために、施設の管理状況や利用状況等の一元管理、施策再編時の庁内調整、計画の進行管理等を行います。また、庁内の横断的な調整を行うため、事務局を政策課に設置し、必要な情報の把握や共有に努めます。

## 課題解決に向けて 2どのように対応するの? ~分野別方針~(本編P17)

7つの基本的な考え方及び個別施設の配置状況、建物状況、利用状況、運営状況に基づき、分野ごとの施設の方向性や更新時の考え方を取りまとめた「分野別方針」を策定しました。

### 公共施設（行政財産）

大分類	中分類	分野別方針(主なもの)
行政系施設	庁舎	✓役場庁舎は、来庁者の利便性向上や出先機関の集約化を図るため、大規模改修を検討します。また、災害対策本部機能の強化を図るため、庁舎周辺に災害用備蓄品倉庫の設置や駐車場の拡張を検討します。
	消防詰所 水防倉庫	✓消防団員定数の現状維持を前提とし、老朽化が進んでいる築40年以上の消防詰所・水防倉庫は、施設の建替えや維持補修に努め、災害に備えます。
学校教育系施設	小学校 中学校	✓児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保するため、教育方法・教育内容等の変化に対応できるよう、施設の計画的な改修・整備を行います。 ✓大規模改修や建替えは、人口推計や今後の町の教育方針を考慮し、需要に見合った施設規模とするよう検討します。
	給食センター	✓給食センターの調理業務は、引き続き、民間事業者に委託する方式により行います。
社会教育系施設	郷土資料館	✓郷土資料館は、歴史文化の保存と活用を行うため、効果的な施設運営について検討します。また、施設の利用実態を踏まえ、他施設への機能移転や用途廃止について検討します。
	集会所等	✓集会所等の日常の管理・清掃等は、引き続き各行政区で行います。また、地域コミュニティの活動拠点としての機能を維持するため、「集会所等施設整備補助金」の予算の範囲内で計画的に補修等を実施します。
スポーツ・レクリエーション系施設	B&G施設	✓B&G施設は、今日的な視点から、他施設への機能移転や機能の見直し、用途廃止について、早急に方針を策定します。
	佐賀のへそふれあい交流センター	✓佐賀のへそふれあい交流センター(ネイブル)は、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。
保健・福祉施設	老人福祉センター	✓老人福祉センターは、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。
子育て支援施設	幼稚園 保育園	✓児童の安全で快適な教育・保育環境を確保し、子育て支援の観点から幼稚園・保育園の役割に対応できるよう、施設の計画的な整備を行います。 ✓平成29年4月より、老人福祉センター別館の一部に小規模保育所を設置します。(最大定員19名)
産業系施設	江北町農産加工所	✓江北町農産加工所の施設利用は、引き続き、農産加工グループに貸与する方式により行います。
	ふれあい物産館	✓ふれあい物産館は、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、引き続き、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。
町営住宅	町営住宅 上小田	✓岩屋地区の町営住宅跡地は、民間事業者への売却を検討します。
	町営住宅 佐留志	✓佐留志団地は、民間共同住宅の借り上げや家賃補助、PFI(注)手法による住宅建設など、今後の方向性を町営住宅運営委員会で早急に検討します。
公園	白木パノラマ孔園	✓白木パノラマ孔園は、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、引き続き、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。
	陽だまりの丘公園	✓陽だまりの丘公園の維持管理は、引き続き「陽だまりの丘公園協議会」が実施します。

### インフラ施設

大分類	中分類	分野別方針(主なもの)
道路・橋梁	道路	✓平成28年度に実施した「道路要望調査」に基づき、平成29年度より3カ年間「道路等環境整備事業」を実施し、道路交通の安全性を確保します。
	橋梁	✓橋梁は、「江北町長寿命化修繕計画」に基づき、現在着手している点検及び健全性の評価を継続的に実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
農業用施設	農道	✓平成28年度に実施した「道路要望調査」に基づき、平成29年度より3カ年間「農道等環境整備事業」を実施し、道路交通の安全性を確保します。
	揚水機 ため池	✓農業用施設の維持管理は、地元農業組織の共同活動により景観維持に努め、施設の管理主体(水利組合等)との役割分担を明確にします。
水道施設	送水管 配水管	✓送水管・配水管は、老朽管の布設替えを計画的に実施し、水道の安定供給を図ります。
下水道施設	管渠	✓特定環境保全公共下水道事業については、施設の長寿命化計画を策定します。また、「ストックマネジメント事業」の活用により計画的な施設の更新を行い、ライフサイクルコストの縮減、経済性を考慮した適切な管路整備を進めます。 ✓農業集落排水事業については、施設の機能低下状況等を的確に把握するため、施設機能診断を実施し、最適整備構想を策定します。また、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業」の活用により計画的な施設の更新を行い、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減、経済性を考慮した適切な管路整備を進めます。 ✓「不明水」対策は、平成29年度に調査を実施し、原因究明に努めます。

### 普通財産

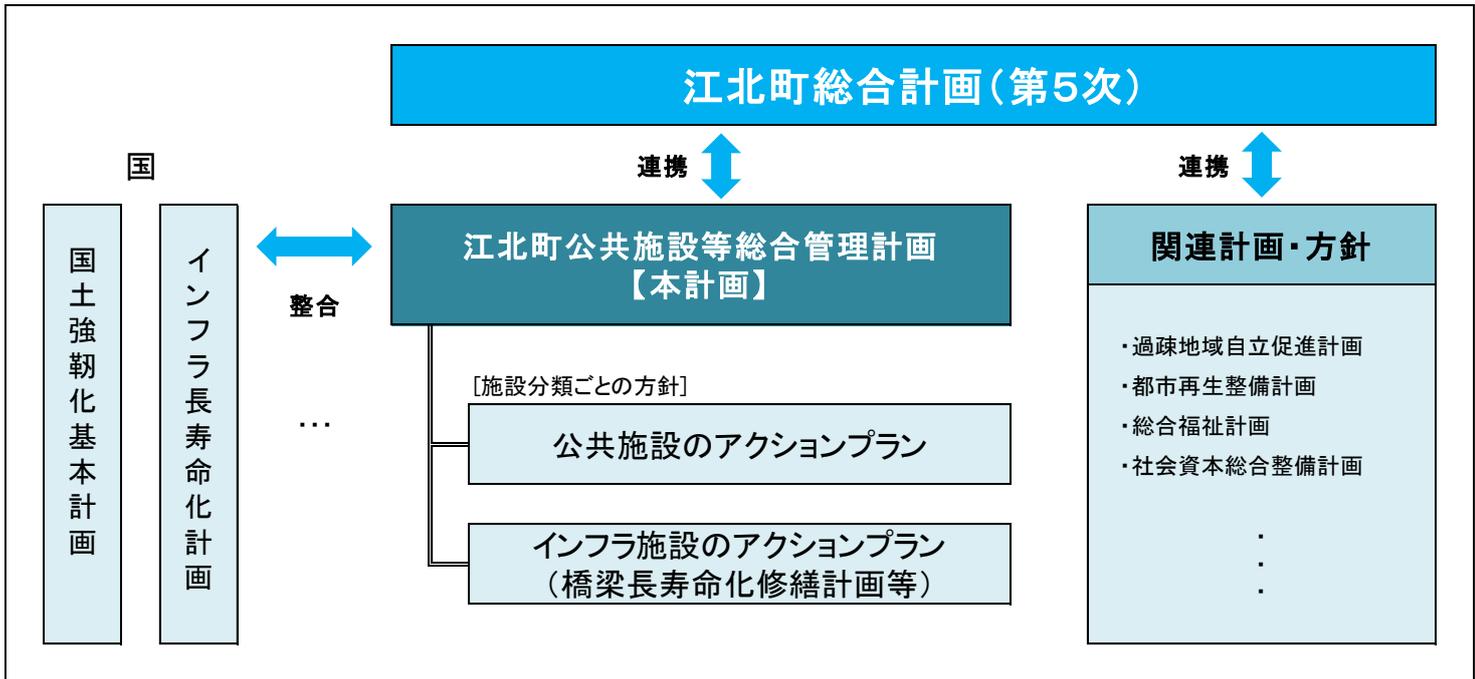
大分類	分野別方針(主なもの)
地区公民館敷地	✓地区公民館敷地は、地域コミュニティの活動拠点としての機能を維持するため、引き続き、地区に貸与します。
町有林	✓町有林は、木材の利活用をインターネットで公募するなど、資源を有効活用するための新たな取組を検討します。
宅地・雑種地 原野・その他	✓宅地、雑種地、原野、その他の余剰・遊休地は、定住促進や企業誘致等に寄与するため、個人や民間企業への貸付・売却を検討し、土地の有効活用を推進します。

### 土地開発公社所有財産

大分類	分野別方針(主なもの)
田 (2,280㎡)	✓将来的に町が買収し、定住促進のための分譲住宅地として開発を行います。
雑種地 (5,456㎡)	✓将来的に町が買収し、公園や公共施設として開発を行います。

計画推進に向けて ①計画の位置付け(本編P3)

本計画は、本町の最上位計画である「江北町総合計画」と連動し、公共施設等の基本的な取組みの方向性について定めるものです。今後、公共施設等の管理は、本計画に基づき推進します。



計画推進に向けて ②計画期間(本編P15)

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成29年度から平成59年度までの30年間とします。

また、当初の平成29年度から平成39年度までの10年を第1期として、以後10年ごとに第2期、第3期に分け、具体的なアクションプランを策定します。

